

Title	「カナダの金融システムとその改革」へのコメント
Sub Title	Comments on N. Hayashi
Author	那須, 正彦
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1992
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.84, No.4 (1992. 1) ,p.880(138)- 881(139)
JaLC DOI	10.14991/001.19920101-0138
Abstract	
Notes	小特集：経済学会コンファレンス：金融システムの国際比較
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19920101-0138

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「カナダの金融システムとその改革」へのコメント

那 須 正 彦

林論文は、わが国で必ずしもよく知られているとはいえないカナダの金融システムの特徴と改革の動向について、手際よく解説した上で、問題点を的確に指摘しており、予定討論者たる私にとっても極めて有益であった。

なお、私はカナダの事情に暗いので、林論文や、同論文末尾の「参考文献」等を渉猟する一方、私が顧問として関係する太陽神戸三井銀行のカナダ現法での勤務経験をもつ二人の友人からヒヤリングを行なった。

以下、これらを総合して、二つのポイントについて論じ、できれば報告者の見解・意見をうかがいたい。

〔1〕 特許銀行 Chartered Banks による「寡占体制」の評価

カナダの金融システムの中核は、いわゆる特許銀行（現在8行）である。英国式のブランチ・バンキング・システムをとり、特に五大銀行 Big Five は何れも1,000以上の支店を有し、その力は圧倒的である。

預金銀行としては、この特許銀行の他には、数が多いが種々の制約で力の弱い外銀子会社（約60行）と零細な Credit Unions しかなく（わが国に即して言えば都市銀行と信用組合しかない形である）、正に寡占体制といってよいであろう。

この寡占体制の評価であるが、前記太陽神戸三井銀行の二人の実務家の「実感的」評価は、次のように対照的であった。

- (イ) 州の枠を超えた全国ベースでの営業展開は、カナダのような広大な国土で、資金の吸収・配分を効率的におこなう為には、適切なシステムで、且つ8行間で Effective な競争がおこなわれていて、寡占的弊害は見られない。
- (ロ) 「管理された」競争というのが実態で、典型的な Oligopoly である。唯、アメリカのような多数の弱小金融機関の存在による金融システムの不安定性から免れているのは、寡占の反面のメリットといえよう。

客観的、且つ妥当な評価は果してどのようなものであろうか？

一方、“Agenda”（1984年），“Green Paper”（85年），“Blue Paper”（86年）と続く一連の改革構想は「カナダ方式」として注目を集めてはいるが、すべて「未完の」構想段階にとどまっており、87年のいわゆる「カナダ版ビッグ・バン Canada's Big Bang」なるものの実体は、具体的には法律 C-56 によっておこなわれた特許銀行による証券会社の直接買収ないし系列化に他ならないものであった。

そして、現実には僅々1年の間に10大証券中6社までが大手特許銀行の系列に入ってしまったのである。

それは、前に触れた特許銀行自体の寡占の問題と重ね合せて考えると、「産業支配」につながるおそれはないのであろうか？ しかも、自己取引や利益相反等を防止する為の法的な手当てがなされないままに買収が先行したのは、問題ではないだろうか。

〔2〕 きびしい外銀規制について

1980年の銀行法改正で、外国銀行にもはじめて——支店ではなしに——現地法人形態での参入が認められ、その数は現在約60社に及ぶ。

それは、元来、Chartered Banks (Schedule A) の寡占体制の打破、それによる全般的効率性の向上を狙ったものとされているのであるが、現実にはカナダの市場を外国銀行から守ろうという意図は根強く、第2種銀行 (Schedule B) という範疇に位置づけられ、次に列挙するように様々な制約が課せられているのであって、到底 Equal Footing とはいいい難く、邦銀を含め外銀筋からの不満が極めて強いようである（前記邦銀の実務家は「がんじがらめの官僚統制」と評している）。

- 1) 第2種銀行全体のカナダ国内資産は、カナダの銀行業全体の総資産の16%以内とする。
- 2) 個別第2種銀行の国内資産は、それぞれに認められたみなし資本金 Seemed Authorized Capital の20倍以内とする。（インターバンク取引も資産制限の対象とされる。）
- 3) 一社に対する貸出限度は、通常の場合資本勘定の50%以内。例外的にも100%以内とする。（親銀行の資本金等は考慮されず、営業上きわめて不利。邦銀の場合、日系企業のニーズにも充分対応できないという。）
- 4) 取締役総数の半数以上はカナダ人でなければならない。

etc. etc.

そもそも、外銀の「支店」形態での進出を認めないのも、主要先進国としては異例である。

何れにせよ“Economic Renewal”をめざし、競争原理の導入、効率性の促進等をうたう一連の Agenda や Paper の精神（理念）と著しく矛盾するのではないだろうか？

但し、米銀に対しては、米加自由貿易協定 Canada-US Free Trade Agreement の締結（1989年）により、例外扱いされることとなったが、非米系外銀にとっては、新たな差別として、問題化してきている。

（中部大学教授）